

MaaS導入に向けた調査検討業務プロポーザル選定審査会設置要領（案）

（目的）

第1条 MaaS導入に向けた調査検討業務の受注候補者（以下「受注候補者」という）を公募型プロポーザル方式により選定するため、MaaS導入に向けた調査検討業務プロポーザル選定審査会（以下「選定審査会」という）を設置する。

（任務）

第2条 選定審査会は、受注候補者の選定において、次の職務を行う。

- （1）受注候補者の企画提案の審査に関すること。
- （2）受注候補者の選定に関すること。
- （3）その他前条の目的を達成するために必要な事項

（委員）

第3条 選定審査会は、次に掲げる者をもって組織する。

- （1）観光振興部長
 - （2）企画財政部長
 - （3）建設部長
 - （4）市民生活部長
 - （5）総務課デジタル政策主幹
- 2 審査委員会の委員長は、観光振興部長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

（会議）

第4条 選定審査会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 選定審査会は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。
- 3 選定審査会の会議の庶務は、佐渡市地域公共交通活性化協議会事務局（観光振興部交通政策課）において処理する。

（その他）

第5条 この要領に定めるもののほか、選定審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要領は、令和4年9月 日 から施行し、当該業務の契約が締結された翌日にその効力を失う。